

広島市告示第297号

令和7年5月29日

国土調査法（昭和26年法律第180号）第2条第1項第3号の規定による
地籍調査の本体事業を次のとおり実施するので、同法第7条の規定により告示
します。

広島市長 松井 一實

- 1 事業計画が公示された年月日

令和7年5月29日

- 2 調査を実施する者の名称

広島市

- 3 調査地域

広島市佐伯区湯来町の大字葛原及び大字白砂の一部

- 4 調査期間

交付決定の日から令和8年3月31日まで